

|              |
|--------------|
| 令和3年1月27日    |
| 資料提供         |
| 人権政策課 佐伯     |
| 073-441-2561 |

## —STOP!コロナ差別—

新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指して ～リーフレットを作成しました！～

本県においても、新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族、医療従事者等に対する誹謗中傷や風評被害、SNS等による感染者等の特定といった被害が発生しています。

このような状況を踏まえ、誹謗中傷等が行われない社会の実現を目指し、「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を令和2年12月24日から施行しています。

県では、リーフレットを作成し、本条例の周知を図るとともに、誹謗中傷等が行われない社会の実現に向け、相談体制の充実や教育・啓発の実施などに取り組みます。

### 【本県の条例の特徴】

- 新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等を禁止し、誹謗中傷等を行った者への取組を行います。
- インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の拡散防止を図るため、特定電気通信役務提供者（プロバイダ）の責務を規定しています。

### 【県民及び事業者へのお願い】

- 不確かな情報や根拠のない情報に惑わされることなく、行政などの正しい情報に基づき、誹謗中傷等を行わないよう、人権に配慮した行動をお願いします。
- 事業者は、自社の従業員が誹謗中傷等を行わないための研修などをお願いします。



- 規格:A4、二つ折り、4ページ
- 配布先:県人権政策課、各振興局、  
(公財)和歌山県人権啓発センター 等

※県人権局 HP でもご覧いただけます。

URL :

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/021400/d00206062.html>